

目次

平成14年 5月14日作成
平成16年 6月14日修正
平成18年 8月 1日修正
平成20年 4月25日修正
平成21年 6月24日修正
平成23年 8月26日修正
平成24年 9月12日修正
平成25年 3月13日修正
平成26年 4月 1日修正
平成27年 7月31日修正
平成29年 7月 4日修正
平成30年 9月10日修正
令和元年 8月19日修正
令和 3年 2月10日修正
令和 3年10月 4日修正
令和 4年 6月23日修正
令和 4年11月29日修正
令和 5年 7月 3日修正

第1編 総則

第1章	計画の目的及び構成	1
第2章	防災対策の基本方針	1
第3章	防災に関する組織・体制	5
第1節	国土交通省防災・減災対策本部	5
第2節	国土交通省地震災害警戒本部等	5
第3節	国土交通省非常災害対策本部及び国土交通省緊急災害対策本部等	6
第4節	国土交通省災害対策連絡調整会議	6
第5節	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）	7
第6節	施設等機関及び地方支分部局の防災業務計画	7

第2編 各災害に共通する対策編

第1章	災害予防	8
第1節	災害対策の推進	8
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	8
第2	主要交通・通信機能強化	9
第3	都市の防災構造化の推進	9
第4	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	11
第5	土砂災害に対する安全性の確保	12
第6	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	13
第7	盛土等に伴う防災措置	13
第8	交通運輸事業者の防災マネジメントの推進	13
第9	鉄道施設の安全性の確保及び指導	13
第10	港湾施設の整備及び港湾の災害対応力の強化	14
第11	航空施設の整備及び空港の災害対応力の強化	14
第12	避難場所・避難路等の確保・整備	14
第13	防災拠点の確保・整備	15
第14	ライフライン対策の推進	16
第15	要配慮者対策の推進	17
第16	農地防災等の推進	17
第17	廃棄物処理施設等の整備等の推進	17
第18	防災に関する広報・情報提供等	17
第2節	危機管理体制の整備	18
第1	情報の収集・連絡体制の整備	18
第2	通信手段等の整備	19
第3	関係機関との連携	20
第4	応急復旧体制等の整備	21

第5	緊急輸送の実施体制の整備	23
第6	代替輸送の実施体制の整備	24
第7	二次災害の防止体制の整備	25
第8	後方支援体制の整備	25
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	25
第4節	防災教育等の実施	26
第1	防災に関する研修等の実施	26
第2	防災知識の普及	26
第3	人材の育成	27
第5節	防災訓練	27
第6節	再発防止対策の実施	29
第2章	災害応急対策	29
第1節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	29
第1	災害情報の収集・連絡	29
第2	通信手段の確保	30
第2節	活動体制の確立	31
第3節	政府本部への対応等	31
第1	関係省庁連絡会議	31
第2	政府本部	31
第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	32
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	32
第6節	災害発生時における応急工事等の実施	33
第7節	災害発生時における交通の確保等	34
第1	道路交通の確保	34
第2	海上交通の確保	35
第8節	緊急輸送	35
第1	基本方針	35
第2	関係事業者等に対する要請、調整	35
第3	緊急輸送に対する支援	36
第9節	代替輸送	36
第10節	二次災害の防止対策	37
第11節	ライフライン施設の応急復旧	37
第12節	地方公共団体等への支援	38
第1	情報収集、資機材の提供等	38
第2	避難活動	39
第3	応急仮設住宅の建築支援等	39
第4	飲料水の確保、支援等	39
第5	消防活動への支援	39
第13節	被災者・被災事業者に対する措置	40
第1	被災者等への対応	40
第2	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	40
第3	適切かつ公正な輸送サービスの提供	41
第14節	災害発生時における広報	41
第15節	自発的支援への対応	41
第3章	災害復旧・復興	42
第1節	災害復旧・復興の基本方針	42
第2節	災害復旧の実施	43
第1	災害復旧工事の早期着手	43
第2	査定の早期実施	43
第3	災害復旧の推進	44
第4	再度災害の防止	45
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	45
第4節	都市の復興	45
第1	計画的復興への支援	45
第2	復興まちづくりへの支援	45
第3	復興事前準備への支援	46
第5節	借地借家制度等の特例の適用	46

第6節	被災者の居住の安定確保に対する支援	46
第1	公営住宅の整備等	46
第2	危険区域における住宅再建	46
第3	住宅金融支援機構による融資	47
第4	被災者等に対する相談機能の充実	47
第7節	被災事業者等に対する支援措置	47

第3編 地震災害対策編

第1章	災害予防	48
第1節	震災対策の推進	48
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	48
第2	所管施設等の地震に対する安全性の確保等	48
第3	主要交通・通信機能強化	49
第4	都市の防災構造化の推進	49
第5	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	51
第6	河川整備の推進	52
第7	土砂災害に対する安全性の確保	52
第8	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	53
第9	盛土等に伴う防災措置	54
第10	鉄道施設の安全性の確保等	54
第11	自動車関連施設の安全性の確保等	55
第12	港湾施設の整備	55
第13	航空施設の整備	56
第14	避難場所・避難路等の確保・整備	56
第15	防災拠点の確保・整備	57
第16	ライフライン対策の推進	59
第17	要配慮者対策の推進	59
第18	農地防災等の推進	59
第19	廃棄物処理施設等の整備等の推進	59
第20	防災に関する広報・情報提供等	59
第2節	危機管理体制の整備	60
第1	情報の収集・連絡体制の整備	60
第2	通信手段等の整備	61
第3	関係機関との連携	62
第4	応急復旧体制等の整備	63
第5	緊急輸送の実施体制の整備	65
第6	代替輸送の実施体制の整備	65
第7	二次災害の防止体制の整備	66
第8	後方支援体制の整備	66
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	67
第4節	防災教育等の実施	67
第1	防災に関する研修等の実施	68
第2	防災知識の普及	68
第3	人材の育成	69
第5節	防災訓練	69
第6節	再発防止対策の実施	70
第2章	災害応急対策	70
第1節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	70
第1	災害情報の収集・連絡	70
第2	通信手段の確保	72
第2節	災害対策用ヘリコプター等による情報収集	72
第3節	活動体制の確立	73
第4節	政府本部への対応等	73
第1	災害対策関係省庁連絡会議	73
第2	政府本部	73
第5節	災害発生直後の施設の緊急点検	73

第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	74
第7節	災害発生時における応急工事等の実施	75
第8節	災害発生時における交通の確保等	75
第1節	道路交通の確保	75
第2節	海上交通の確保	76
第3節	航空交通の確保	76
第4節	自動車関連施設の運用確保	76
第9節	緊急輸送	77
第1節	基本方針	77
第2節	関係事業者等に対する要請、調整	77
第3節	緊急輸送に対する支援	77
第10節	代替輸送	77
第11節	二次災害の防止対策	78
第12節	ライフライン施設の応急復旧	79
第13節	地方公共団体等への支援	79
第1節	情報収集、人員の派遣、資機材の提供等	80
第2節	避難活動	80
第3節	応急仮設住宅の建築支援等	80
第4節	飲料水の確保、支援等	81
第5節	消防活動への支援	81
第14節	被災者・被災事業者に対する措置	81
第1節	被災者等への対応	81
第2節	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	82
第3節	適切かつ公正な輸送サービスの提供	82
第15節	災害発生時における広報	83
第16節	自発的支援への対応	83
第3章	災害復旧・復興	84
第1節	災害復旧・復興の基本方針	84
第2節	災害復旧の実施	84
第1節	災害復旧工事の早期着手	84
第2節	査定の早期実施	84
第3節	災害復旧の推進	85
第4節	再度災害の防止	85
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	86
第4節	都市と地域の復興	86
第1節	計画的復興への支援	86
第2節	復興まちづくりへの支援	86
第3節	地域の復興への支援	86
第5節	借地借家制度等の特例の適用	86
第6節	被災者の居住の安定確保に対する支援	87
第1節	公営住宅の整備等	87
第2節	危険区域における住宅再建	87
第3節	住宅金融支援機構による融資	87
第4節	被災者等に対する相談機能の充実	88
第7節	被災事業者等に対する支援措置	88
第4章	東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画	89
第1節	地震防災応急対策に係る措置	89
第1節	警戒宣言等の伝達等	89
第2節	国土交通省地震災害警戒本部の設置等	89
第3節	地震防災応急対策を行う要員の確保及び他機関との協力体制	90
第4節	災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配等	90
第5節	警戒宣言時の広報	90
第6節	地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達等	90
第7節	避難対策等	91
第8節	水防対策	91
第9節	住宅金融対策	91
第10節	道路交通対策	91

第11	緊急輸送対策	92
第12	鉄道交通対策	92
第13	海上交通対策	92
第14	航空交通対策	92
第15	他機関等に対する応援要請	93
第16	所管施設に関する対策等	93
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	93
第1	避難場所	94
第2	避難路	94
第3	緊急輸送道路	94
第4	港湾施設	94
第5	石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地等	95
第6	海岸保全施設及び河川管理施設	95
第7	砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設	95
第3節	中央防災会議主事会議の申合せ	95
第4節	大規模な地震に係る防災訓練	95
第5節	地震防災上必要な教育及び広報	96
第1	職員等に対する教育等	96
第2	居住者等に対する教育・広報	97
第6節	地方支分部局等地震防災強化計画の作成	97
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	98
第1節	初動体制の立ち上げ	98
第1	活動可能な体制の構築	98
第2	応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し	99
第3	南海トラフ地震臨時情報への対応	100
第2節	避難支援（住民等の安全確保）	100
第1	建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援	100
第2	水門等の確実な操作等	102
第3	避難者の受け入れ	102
第3節	所管施設・事業者における利用者の安全確保	103
第1	列車や航空機等の安全確保	103
第2	主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策	104
第3	エレベーター内の閉じ込めへの対応	105
第4節	被災状況等の把握	106
第1	ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査	106
第2	全国からのT E C - F O R C E派遣	107
第3	住民や事業者等からの情報収集	107
第4	被災情報等の統合災害情報システム（D i M A P S）への集約と共有	108
第5節	被災者の救命・救助	108
第1	沿岸域における被災者の捜索救助活動	108
第2	状況に応じた優先的な道路啓開の実施等	109
第3	陸海空の総合啓開	110
第4	救命・救助活動の支援	111
第5	孤立集落等への対応支援	112
第6節	被害の拡大防止・軽減	112
第1	複数災害への対応	112
第2	コンビナート火災・油流出等への対応	114
第3	優先順位に基づく施設の応急復旧	114
第4	非常災害時における国による港湾の管理等	114
第5	被災建築物等応急危険度判定活動	115
第6	災害対策用機械の大規模派遣	115
第7節	被災した地方公共団体支援	116
第1	リエゾンの派遣	116
第2	情報通信機材等の派遣	117
第8節	被災者・避難者の生活支援	117
第1	避難者に必要な物資の広域輸送	117
第2	避難場所の拡大	118
第3	生活用水と衛生環境の確保	119

第4	被災者向け住宅等の供給体制の整備	119
第9節	施設等の復旧、被災地域の復興	120
第1	施設等の復旧	120
第2	迅速な復旧に向けた取組	121
第3	迅速な復興に向けた支援	121
第4	担い手の確保・育成	121
第10節	強い揺れへの備え	122
第1	住宅、建築物、宅地の耐震化等	122
第2	公共施設の耐震化等	123
第3	地震観測の充実と長周期地震動対策	124
第4	火災対策	124
第5	土砂災害対策	125
第11節	巨大な津波への備え	125
第1	避難路・避難場所の確保等	125
第2	津波防災地域づくりの推進	126
第3	津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等	127
第4	津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備	127
第5	災害対応体制の充実強化	128
第6	被災想定地域における土地境界の明確化の推進	128
第12節	防災力強化に向けた日頃からの備え	128
第1	防災訓練	128
第2	防災教育の推進	129
第3	防災広報の充実・強化	129
第6章	首都直下地震対策計画	129
第1節	首都中枢機能の継続	130
第1	活動可能な体制の構築	130
第2	応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し	130
第3	首都中枢機能の継続	131
第2節	避難支援（住民等の安全確保）	132
第1	建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援	132
第2	水門等の確実な操作等	134
第3	避難者の受け入れ	134
第3節	所管施設・事業者における利用者の安全確保	135
第1	列車や航空機等の安全確保	135
第2	主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策	136
第3	エレベーター内の閉じ込めへの対応	137
第4節	被災状況等の把握	137
第1	ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査と首都中枢機能の早期点検	137
第2	全国からのT E C - F O R C E派遣	138
第3	住民や事業者等からの情報収集	138
第4	被災情報等の統合災害情報システム（D i M A P S）への集約と共有	139
第5節	被災者の救命・救助	139
第1	沿岸域における被災者の捜索救助	139
第2	状況に応じた優先的な道路啓開の実施等	140
第3	陸海空の総合啓開	141
第4	救命・救助活動の支援	142
第6節	被害の拡大防止・軽減	143
第1	コンビナート火災・油流出等への対応	143
第2	複合災害への対応	143
第3	あらゆる手段による迅速なインフラ復旧と代替輸送	144
第4	非常災害時における国による港湾の管理等	145
第5	被災建築物等応急危険度判定活動	145
第6	災害対策用機械の大規模派遣	146
第7	世界に向けた情報発信	146
第7節	被災した地方公共団体支援	146
第1	リエゾンの派遣	146
第2	情報通信機材等の派遣	147
第8節	被災者・避難者の生活支援	147

第1	避難者に必要な物資の広域輸送	147
第2	避難場所の拡大	149
第3	生活用水と衛生環境の確保	149
第4	被災者向け住宅等の供給体制の整備	149
第9節	施設等の復旧、首都圏の復興	150
第1	将来的な国土像や長期的なインフラ等の計画	150
第2	迅速な復旧に向けた取組	150
第3	迅速な復興に向けた支援	151
第4	担い手の確保・育成	151
第10節	強い揺れへの備え	152
第1	住宅、建築物、宅地の耐震化等	152
第2	公共施設の耐震化等	152
第3	地震観測の充実と長周期地震動対策	153
第4	火災対策	154
第5	土砂災害対策	154
第11節	巨大な津波への備え	154
第1	避難路・避難場所の確保等	154
第2	津波防災地域づくりの推進	155
第3	津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等	156
第4	津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備	156
第5	災害対応体制の充実強化	157
第6	被災想定地域における土地境界の明確化の推進	157
第12節	防災力強化に向けた日頃からの備え	157
第1	防災訓練	157
第2	防災教育の推進	157
第3	防災広報の充実・強化	158
第7章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	158
第1節	初動体制の立ち上げ	158
第1	活動可能な体制の構築	158
第2	応急活動の優先順位と状況に応じた体制の見直し	160
第3	後発地震への注意を促す情報への対応	160
第2節	避難支援（住民等の安全確保）	161
第1	建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援	161
第2	水門等の確実な操作等	163
第3	避難者の受け入れ	163
第3節	所管施設・事業者における利用者の安全確保	164
第1	列車や航空機等の安全確保	164
第2	主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策	165
第3	エレベーター内の閉じ込めへの対応	166
第4節	被災状況等の把握	167
第1	ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査	167
第2	全国からのT E C - F O R C E派遣	167
第3	住民や事業者等からの情報収集	168
第4	被災情報等の統合災害情報システム（D i M A P S）への集約と共有	169
第5節	被災者の救命・救助	169
第1	沿岸域における被災者の捜索・救助活動	169
第2	状況に応じた優先的な道路啓開の実施等	170
第3	陸海空の総合啓開	171
第4	救命・救助活動の支援	172
第5	孤立集落等への対応支援	173
第6節	被害の拡大防止・軽減	174
第1	複合災害への対応	174
第2	コンビナート火災・油流出等への対応	175
第3	優先順位に基づく施設の応急復旧	175
第4	非常災害時における国による港湾の管理等	176
第5	被災建築物等応急危険度判定活動	176
第6	災害対策用機械の大規模派遣	177
第7節	被災した地方公共団体支援	177

第1	リエゾンの派遣	177
第2	情報通信機材等の派遣	178
第8節	被災者・避難者の生活支援	178
第1	避難者に必要な物資の広域輸送	178
第2	避難場所の拡大	179
第3	生活用水と衛生環境の確保	180
第4	被災者向け住宅等の供給体制の整備	180
第9節	施設等の復旧、被災地域の復興	181
第1	施設等の復旧	181
第2	迅速な復旧に向けた取組	182
第3	迅速な復興に向けた支援	182
第4	担い手の確保・育成	183
第10節	強い揺れ・長周期地震動への備え	183
第1	住宅、建築物、宅地の耐震化等	183
第2	公共施設の耐震化等	184
第3	地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策	185
第4	火災対策	185
第5	土砂災害対策	186
第6	雪崩対策	186
第7	漁業施設、農業施設対策	186
第11節	巨大な津波への備え	187
第1	避難路・避難場所の確保等	187
第2	津波防災地域づくりの推進	188
第3	津波浸水を軽減させる施設の整備等	189
第4	津波防災性や信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備	189
第5	災害対応体制の充実強化	190
第6	被災想定地域における土地境界の明確化の推進	190
第12節	防災力強化に向けた日頃からの備え	190
第1	防災訓練	190
第2	防災教育の推進	191
第3	防災広報の充実・強化	191

第4編 津波災害対策編

第1章	災害予防	192
第1節	津波対策の推進	192
第1	津波対策の基本的な考え方	192
第2	津波に強い国づくり、地域づくり	192
第3	各種事業・計画に基づく対策の実施	193
第4	海岸保全施設等の津波に対する安全性の確保、整備等	193
第5	避難場所・避難路等の確保・整備	194
第6	主要交通・通信機能強化	195
第7	都市の防災構造化の推進	195
第8	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	197
第9	河川整備の推進	197
第10	土砂災害に対する安全性の確保	198
第11	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	198
第12	鉄道利用者の安全性の確保及び指導	198
第13	港湾施設の整備	198
第14	航空施設の整備	199
第15	防災拠点の確保・整備	199
第16	ライフライン対策の推進	201
第17	要配慮者対策の推進	201
第18	農地防災等の推進	202
第19	廃棄物処理施設等の整備等の推進	202
第20	防災に関する広報・情報提供等	202
第21	海上交通対策	202
第2節	危機管理体制の整備	203

第1	情報の収集・連絡体制の整備	203
第2	通信手段等の整備	204
第3	関係機関との連携	205
第4	応急復旧体制等の整備	206
第5	緊急輸送の実施体制の整備	208
第6	代替輸送の実施体制の整備	208
第7	二次災害の防止体制の整備	209
第8	後方支援体制の整備	209
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	210
第4節	防災教育等の実施	210
第1	防災に関する研修等の実施	211
第2	防災知識の普及	211
第3	人材の育成	212
第5節	防災訓練	212
第6節	再発防止対策の実施	213
第2章	災害応急対策	213
第1節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	213
第1	災害情報の収集・連絡	213
第2	通信手段の確保	215
第2節	災害対策用ヘリコプター等による情報収集	215
第3節	活動体制の確立	216
第4節	政府本部への対応等	216
第1	災害対策関係省庁連絡会議	216
第2	政府本部	216
第5節	災害発生直後の施設の緊急点検	217
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	218
第7節	災害発生時における応急工事等の実施	218
第8節	災害発生時における交通の確保等	219
第1	道路交通の確保	219
第2	海上交通の確保	219
第3	航空交通の確保	220
第9節	緊急輸送	220
第1	基本方針	220
第2	関係事業者等に対する要請、調整	220
第3	緊急輸送に対する支援	220
第10節	代替輸送	221
第11節	二次災害の防止対策	221
第12節	ライフライン施設の応急復旧	222
第13節	地方公共団体等への支援	222
第1	情報収集、人員の派遣、資機材の提供等	222
第2	避難活動	223
第3	応急仮設住宅の建築支援等	223
第4	飲料水の確保、支援等	223
第14節	被災者・被災事業者に対する措置	224
第1	被災者等への対応	224
第2	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	225
第3	適切かつ公正な輸送サービスの提供	225
第4	飲料水の確保、支援等	225
第5	消防活動への支援	225
第15節	災害発生時における広報	225
第16節	自発的支援への対応	226
第3章	災害復旧・復興	226
第1節	災害復旧・復興の基本方針	226
第2節	災害復旧の実施	227
第1	災害復旧工事の早期着手	227
第2	査定の早期実施	227
第3	災害復旧の推進	227

第4	再度災害の防止	228
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	228
第4節	都市と地域の復興	229
第1	計画的復興への支援	229
第2	復興まちづくりへの支援	229
第3	地域の復興への支援	229
第5節	借地借家制度等の特例の適用	229
第6節	被災者の居住の安定確保に対する支援	229
第1	公営住宅の整備等	229
第2	危険区域における住宅再建	230
第3	住宅金融支援機構による融資	230
第4	被災者等に対する相談機能の充実	230
第7節	被災事業者等に対する支援措置	231

第5編 風水害対策編

第1章	災害予防	232
第1節	風水害対策の推進	232
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	232
第2	河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等	232
第3	主要交通・通信機能強化	235
第4	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	235
第5	都市の防災構造化の推進	236
第6	災害発生のおそれのある区域に関する措置	238
第7	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	241
第8	盛土等に伴う防災措置	241
第9	鉄道施設の安全性の確保及び指導	242
第10	港湾施設の整備	243
第11	航空施設の整備	243
第12	避難場所・避難路等の確保・整備	243
第13	防災拠点の確保・整備	243
第14	ライフライン対策の推進	244
第15	要配慮者対策の推進	245
第16	農地防災等の推進	245
第17	廃棄物処理施設等の整備等の推進	245
第18	防災に関する広報・情報提供等	245
第2節	危機管理体制の整備	246
第1	情報の収集・連絡体制の整備	246
第2	通信手段等の整備	247
第3	関係機関との連携	249
第4	応急復旧体制等の整備	250
第5	緊急輸送の実施体制の整備	252
第6	代替輸送の実施体制の整備	253
第7	二次災害の防止体制の整備	253
第8	後方支援体制の整備	253
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	254
第4節	防災教育等の実施	255
第1	防災に関する研修等の実施	255
第2	防災知識の普及	255
第3	人材の育成	256
第5節	防災訓練	256
第6節	再発防止対策の実施	257
第2章	災害応急対策	258
第1節	災害発生直前の対策	258
第1	風水害に関する警報等の伝達	258
第2	災害未然防止活動	259

第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	259
第1	災害情報の収集・連絡	259
第2	通信手段の確保	261
第3節	活動体制の確立	261
第4節	政府本部への対応等	261
第1	災害対策関係省庁連絡会議	261
第2	政府本部	262
第5節	災害発生直後の施設の緊急点検	262
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	263
第7節	災害発生時における応急工事等の実施	263
第8節	災害発生時における交通の確保等	264
第1	道路交通の確保	264
第2	海上交通の確保	264
第9節	緊急輸送	265
第1	基本方針	265
第2	関係事業者等に対する要請、調整	265
第3	緊急輸送に対する支援	265
第10節	代替輸送	265
第11節	二次災害の防止対策	266
第12節	ライフライン施設の応急復旧	266
第13節	地方公共団体等への支援	267
第1	情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等	267
第2	避難活動	267
第3	応急仮設住宅の建築支援等	268
第4	飲料水の確保、支援等	268
第14節	被災者・被災事業者に対する措置	268
第1	被災者等への対応	268
第2	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	269
第3	適切かつ公正な輸送サービスの提供	269
第15節	災害発生時における広報	270
第16節	自発的支援への対応	270
第3章	災害復旧・復興	271
第1節	災害復旧・復興の基本方針	271
第2節	災害復旧の実施	271
第1	災害復旧工事の早期着手	271
第2	査定の早期実施	271
第3	災害復旧の促進	272
第4	再度災害の防止	272
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	273
第4節	都市の復興	273
第1	計画的復興への支援	273
第2	復興まちづくりへの支援	273
第5節	借地借家制度等の特例の適用	273
第6節	被災者の居住の安定確保に対する支援	273
第1	公営住宅の整備等	273
第2	危険区域における住宅再建	274
第3	住宅金融支援機構による融資	274
第4	被災者等に対する相談機能の充実	274
第7節	被災事業者等に対する支援措置	275
第6編	火山災害対策編	
第1章	災害予防	276
第1節	想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方	276
第2節	火山災害対策の推進	276
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	276
第2	火山砂防施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	276

第3	主要交通・通信機能強化	277
第4	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	278
第5	都市の防災構造化の推進	278
第6	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	279
第7	港湾施設の整備	279
第8	避難地・避難路等の確保・整備	279
第9	防災拠点の確保・整備	279
第10	ライフライン対策の推進	280
第11	要配慮者対策の推進	281
第12	農地防災等の推進	281
第13	廃棄物処理施設等の整備等の推進	281
第14	防災に関する広報・情報提供等	281
第3節	危機管理体制の整備	282
第1	情報の収集・連絡体制の整備	282
第2	通信手段等の整備	282
第3	関係機関との連携	284
第4	応急復旧体制等の整備	284
第5	緊急輸送の実施体制の整備	286
第6	代替輸送の実施体制の整備	287
第7	二次災害の防止体制の整備	287
第8	後方支援体制の整備	287
第4節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	288
第5節	防災教育等の実施	288
第1	防災に関する研修等の実施	288
第2	防災知識の普及	289
第3	人材の育成	290
第6節	防災訓練	290
第7節	再発防止対策の実施	291
第2章	災害応急対策	291
第1節	災害発生直前の対策	291
第1	火山災害に関する警戒体制の強化	291
第2	警戒区域の設定、避難勧告等	291
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	291
第1	災害情報の収集・連絡	291
第2	通信手段の確保	293
第3節	活動体制の確立	293
第4節	政府本部への対応等	294
第1	災害対策関係省庁連絡会議	294
第2	政府本部	294
第5節	災害発生直後の施設の緊急点検	294
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	295
第7節	災害発生時における応急工事等の実施	295
第8節	災害発生時における交通の確保等	296
第1	道路交通の確保	296
第2	海上交通の確保	297
第9節	緊急輸送	297
第1	基本方針	297
第2	関係事業者等に対する要請、調整	297
第3	緊急輸送に対する支援	298
第10節	代替輸送	298
第11節	二次災害の防止対策	298
第12節	ライフライン施設の応急復旧	299
第13節	地方公共団体等への支援	299
第1	情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等	300
第2	避難活動	300
第3	応急仮設住宅の建築支援等	300
第4	飲料水の確保、支援等	301
第5	消防活動への支援	301

第14節	被災者・被災事業者に対する措置	301
第1	被災者への対応	301
第2	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	302
第3	適切かつ公正な輸送サービスの提供	302
第15節	災害発生時における広報	302
第16節	自発的支援への対応	303
第3章	災害復旧・復興	303
第1節	災害復旧・復興の基本方針	303
第2節	災害復旧の実施	304
第1	降灰除去事業の実施	304
第2	災害復旧工事の早期着手	304
第3	査定の早期実施	304
第4	緊要事業の推進	304
第5	災害復旧の促進	304
第6	再度災害の防止	305
第3節	復旧・復興資機材の安定的な確保	305
第4節	都市の復興	306
第1	計画的復興への支援	306
第2	復興まちづくりへの支援	306
第5節	借地借家制度等の特例の適用	306
第6節	被災者の居住の安定確保に対する支援	306
第1	公営住宅の整備等	306
第2	危険区域における住宅再建	307
第3	住宅金融支援機構による融資	307
第4	被災者等に対する相談機能の充実	307
第7節	被災事業者等に対する支援措置	308

第7編 雪害対策編

第1章	災害予防	309
第1節	雪害対策の推進	309
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	309
第2	雪害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等	309
第3	主要交通・通信機能強化	310
第4	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	310
第5	都市の防災構造化の推進	311
第6	住宅・建築物等の安全性の確保及び指導	311
第7	防災拠点の確保・整備	311
第8	ライフライン対策の推進	312
第9	要配慮者対策の推進	312
第10	農地防災等の推進	313
第11	廃棄物処理施設等の整備等の推進	313
第12	防災に関する広報・情報提供等	313
第2節	危機管理体制の整備	313
第1	情報の収集・連絡体制の整備	313
第2	通信手段等の整備	314
第3	関係機関との連携	316
第4	応急復旧体制等の整備	316
第5	緊急輸送の実施体制の整備	318
第6	代替輸送の実施体制の整備	319
第7	二次災害の防止体制の整備	319
第8	後方支援体制の整備	319
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	319
第4節	防災教育等の実施	320
第1	防災に関する研修等の実施	320
第2	防災知識の普及	320
第3	人材の育成	321

第5節	防災訓練	321
第6節	再発防止対策の実施	322
第2章	災害応急対策	322
第1節	災害発生直前の対策	322
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	323
第1	災害情報の収集・連絡	323
第2	通信手段の確保	324
第3節	活動体制の確立	325
第4節	政府本部への対応等	325
第1	災害対策関係省庁連絡会議	325
第2	政府本部	325
第5節	災害発生直後の施設の緊急点検	325
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	326
第7節	災害発生時における応急工事等の実施	326
第8節	災害発生時における交通の確保等	327
第1	道路交通の確保	327
第9節	緊急輸送	328
第1	基本方針	328
第2	関係事業者等に対する要請、調整	328
第3	緊急輸送に対する支援	328
第10節	代替輸送	329
第11節	二次災害の防止対策	329
第12節	ライフライン施設の応急復旧	329
第13節	地方公共団体等への支援	329
第1	情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等	330
第2	避難活動	330
第3	応急仮設住宅の建築支援等	330
第4	飲料水の確保、支援等	331
第14節	被災者・被災事業者に対する措置	331
第1	被災者等への対応	331
第2	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	332
第3	適切かつ公正な輸送サービスの提供	332
第15節	災害発生時における広報	332
第16節	自発的支援への対応	333
第3章	災害復旧	333
第1節	災害復旧の基本方針	333
第2節	災害復旧の実施	333
第1	災害復旧工事の早期着手	333
第2	査定の早期実施	333
第3	災害復旧の促進	334
第4	再度災害の防止	334
第3節	復旧資機材の安定的な確保	335
第4節	公営住宅の整備等	335
第5節	被災事業者等に対する支援措置	335
第8編	海上災害対策編	
第1章	災害予防	337
第1節	海上交通の安全のための情報の充実	337
第2節	船舶の安全な運航の確保	337
第3節	船舶の安全性の向上	338
第4節	情報の収集・伝達体制の整備	338
第1	情報伝達ルート ¹ の確立	338
第2	情報伝達手段の確保	338
第3	多様な情報収集手段の確保	338
第5節	災害応急体制の整備	338

第1節	乗船者の避難誘導體制の整備	338
第2節	負傷者の搬送体制等の整備	339
第6節	代替輸送の実施体制の整備	339
第7節	被災施設の応急復旧体制の整備	339
第8節	危険物等の大量流出時における体制の整備	339
第9節	被災者等に対する支援体制の整備	339
第10節	被災者等への情報提供体制の整備	340
第11節	二次災害の防止体制の整備	340
第12節	防災訓練及び防災についての啓発活動の実施	340
第1節	防災訓練の実施	340
第2節	防災についての啓発活動の実施	341
第13節	海上交通環境の整備	341
第14節	防災に関する研究の推進	341
第15節	再発防止対策の実施	341
第2章	災害応急対策	341
第1節	発災直後の応急対策	341
第1節	活動体制の確立	341
第2節	政府対策本部等への対応	342
第3節	情報の収集・伝達	342
第2節	被災施設等の応急復旧	342
第3節	代替輸送の実施	342
第4節	被災者等に対する支援体制の実施	343
第1節	被災者の避難場所の提供	343
第2節	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	343
第3節	適切かつ公正な運輸サービスの提供	343
第5節	危険物等の大量流出に対する応急対策	343
第6節	被災者等への迅速な情報提供	344
第7節	二次災害防止対策の実施	344
第8節	自発的支援への対応	344
第3章	災害復旧	345
第1節	被災した港湾施設等の本格復旧	345
第1節	基本方針	345
第2節	港湾管理者等に対する支援措置	345
第3節	利用者への情報提供	345
第9編	航空災害対策編	
第1章	災害予防	346
第1節	航空機の安全な運航の確保	346
第1節	航空従事者、航空保安職員の養成・教育の充実	346
第2節	航空運送事業者等への安全指導	346
第3節	再発防止対策の推進	346
第2節	航空機の安全性の確保	347
第3節	情報の収集・伝達体制の整備	347
第1節	情報伝達ルート	347
第2節	情報伝達手段の確保	347
第3節	多様な情報収集手段の確保	347
第4節	航空交通の安全のための情報の充実	348
第5節	空港における応急体制の整備	348
第1節	利用者の避難誘導體制の整備	348
第2節	負傷者の搬送体制等の整備	348
第3節	消防体制及び救急医療体制の整備	348
第4節	建設中の空港施設等における工事関係者の避難誘導體制の整備	348
第5節	自衛隊への派遣要請	349
第6節	空港緊急計画の整備	349
第6節	捜索・救難体制の整備	349

第7節	代替輸送の実施体制の整備	349
第8節	被災施設の応急復旧体制の整備	349
第9節	被災者等に対する支援体制の整備	349
第10節	被災者等への情報提供体制の整備	350
第11節	二次災害の防止体制の整備	350
第12節	防災訓練及び防災についての啓発活動の実施	350
第1節	防災訓練の実施	350
第2節	防災についての啓発活動の実施	350
第13節	航空交通環境の整備	351
第14節	防災に関する研究の推進	351
第2章	災害応急対策	351
第1節	発災直後の応急対策	351
第1節	活動体制の確立	351
第2節	政府対策本部等への対応	351
第3節	情報の収集・伝達	351
第4節	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	352
第2節	被災施設等の応急復旧	352
第3節	緊急輸送の実施	353
第1節	基本方針	353
第2節	関係事業者等に対する要請、調整	353
第3節	緊急輸送に対する支援	353
第4節	代替輸送の実施	354
第5節	被災者等に対する支援対策の実施	354
第1節	被災者の避難場所の提供	354
第2節	被災者等に対する宿泊施設等の提供	354
第6節	被災者等への迅速な情報提供	354
第7節	二次災害防止対策の実施	355
第8節	自発的支援への対応	355

第10編 鉄道災害対策編

第1章	災害予防	356
第1節	鉄軌道の安全な運行の確保	356
第2節	鉄軌道車両の安全性の確保	356
第3節	情報の収集・伝達体制及び災害応急体制の整備	356
第1節	情報伝達ルート	356
第2節	情報伝達手段の確保	357
第3節	多様な情報収集手段の確保	357
第4節	職員の体制	357
第4節	交通施設等における応急体制の整備	357
第1節	利用者の避難誘導體制の整備	357
第2節	負傷者の搬送体制等の整備	357
第3節	適切な運転再開等の体制整備	357
第5節	緊急輸送の実施体制の整備	358
第6節	被災施設等の応急復旧体制の整備	358
第7節	被災者等に対する支援体制の整備	358
第8節	関係者等への情報提供体制の整備	358
第9節	訓練及び啓発活動の実施	358
第1節	訓練の実施	358
第2節	啓発活動の実施	359
第10節	鉄軌道交通環境の整備	359
第11節	防災に関する研究の推進	359
第12節	再発防止対策の実施	360
第2章	災害応急対策	360
第1節	発災直後の応急対策	360
第1節	活動体制の確立	360

第2	政府対策本部等への対応	360
第3	情報の収集・伝達	361
第2節	被災施設等の応急復旧	361
第3節	緊急輸送の実施	361
第1	基本方針	361
第2	関係事業者等に対する要請、調整	361
第3	緊急輸送に対する支援	361
第4節	代替輸送の実施	362
第5節	被災者等に対する支援体制の整備	362
第6節	関係者への迅速な情報提供	362
第7節	二次災害防止対策の実施	362
第8節	自発的支援への対応	362
第3章	災害復旧	362
第1節	被災した施設等の本格復旧	363
第1	基本方針	363
第2	利用者への情報提供	363
第11編 道路災害対策編		
第1章	災害予防	364
第1節	道路災害対策の推進	364
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	364
第2	道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	364
第3	防災拠点の確保・整備	365
第4	ライフライン対策の推進	365
第5	防災に関する広報・情報提供等	365
第2節	危機管理体制の整備	365
第1	情報の収集・連絡体制の整備	365
第2	通信手段等の整備	366
第3	関係機関との連携	367
第4	応急復旧体制の整備	367
第5	後方支援体制の整備	368
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	369
第4節	防災教育等の実施	369
第1	防災に関する研修等の実施	369
第2	防災知識の普及	369
第3	人材の育成	370
第5節	防災訓練	370
第6節	再発防止対策の実施	371
第2章	災害応急対策	371
第1節	災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保	371
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	371
第1	災害情報の収集・連絡	371
第2	通信手段の確保	373
第3節	活動体制の確立	373
第4節	政府本部への対応等	373
第1	関係省庁連絡会議	373
第2	政府本部	373
第5節	災害発生直後の施設の緊急点検	374
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	374
第7節	災害発生時における応急復旧工事等の実施	374
第8節	災害発生時における道路交通の確保等	375
第9節	二次災害等の防止対策	375
第10節	ライフライン施設の応急復旧	376
第11節	地方公共団体等への支援	376
第1	情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等	376

第2	避難活動	376
第3	飲料水の確保、支援等	377
第12節	被災者等への対応	377
第13節	災害発生時における広報	377
第14節	自発的支援への対応	377
第3章	災害復旧	377
第1節	災害復旧の基本方針	377
第2節	災害復旧の実施	378
第1	災害復旧工事の早期着手	378
第2	査定の早期実施	378
第3	災害復旧の推進	378
第4	再度災害の防止	379
第12編 原子力災害対策編		
第1章	災害予防	380
第1節	核燃料物質等の事業所外運搬における安全性の確保	380
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	380
第1	情報の収集・連絡	380
第2	災害応急体制の整備	380
第3	緊急輸送活動支援の体制	381
第4	防災業務関係者の安全確保	381
第5	周辺住民等への的確な情報伝達活動	382
第3節	再発防止対策の実施	382
第4節	原子力防災についての啓発活動の実施	382
第5節	原子力防災に関する研究等の推進	382
第2章	災害応急対策	382
第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	382
第1	特定事象発生情報の連絡	382
第2	応急対策活動情報の連絡	382
第3	通信手段の確保	383
第2節	活動体制の確立	383
(1)	特定事象への対応	383
第1	専門家の派遣	383
第2	関係省庁事故対策連絡会議の開催	383
第3	現地事故対策連絡会議の開催	383
(2)	原子力緊急事態宣言発出後の対応	383
第1	原子力災害対策本部の設置	383
第2	原子力災害現地対策本部の設置	383
第3節	関係者等への的確な情報伝達活動	384
第3章	災害復旧	384
第13編 河川水質事故災害対策編		
第1章	災害予防	385
第1節	水質事故災害対策の推進	385
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	385
第2	環境等に係る情報収集・整理	385
第3	防災拠点の確保・整備	385
第4	防災に関する広報・情報提供等	385
第2節	危機管理体制の整備	385
第1	情報の収集・連絡体制の整備	385
第2	通信手段等の整備	386
第3	関係機関との連携	387

第4	応急復旧体制の整備	387
第5	後方支援体制の整備	388
第3節	災害、防災に関する研究等の推進	388
第4節	防災教育等の実施	388
第1	防災に関する研修等の実施	388
第2	防災知識の普及	389
第3	人材の育成	389
第5節	防災訓練	389
第6節	再発防止対策の実施	390
第2章	災害応急対策	390
第1節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	390
第1	災害情報の収集・連絡	390
第2	通信手段の確保	392
第2節	活動体制の確立	392
第3節	政府本部への対応等	392
第1	関係省庁連絡会議	392
第2	政府本部	392
第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	393
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	393
第6節	有害物質等流出時における応急対策の実施	393
第7節	災害発生時における道路交通の確保等	393
第8節	地方公共団体等への支援	393
第1	情報収集、資機材の提供等	394
第9節	災害発生時における広報	394
第10節	自発的支援への対応	394
第14編	港湾危険物等災害対策編	
第1章	災害予防	395
第1節	港湾災害対策の推進	395
第1	各種事業・計画に基づく対策の実施	395
第2	港湾施設の整備及び災害に対する安全性の確保等	395
第2節	危機管理体制の整備	396
第1	情報の収集・連絡体制等の整備	396
第2	通信手段等の整備	396
第3	関係機関との連携	397
第4	応急復旧体制の整備	397
第5	後方支援体制の整備	398
第3節	災害、防災に関する研究、観測等の推進	398
第4節	防災教育等の実施	398
第1	防災に関する研修等の実施	398
第2	防災知識の普及	398
第3	人材の育成	399
第5節	防災訓練	399
第6節	再発防止対策の実施	400
第2章	災害応急対策	400
第1節	災害発生直前の情報の収集・連絡及び通信の確保	400
第2節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	400
第1	災害情報の収集・伝達	400
第2	通信手段の確保	401
第3節	活動体制の確立	402
第4節	政府本部への対応等	402
第1	関係省庁連絡会議	402
第2	政府本部	402
第5節	災害発生後の施設の緊急点検	402
第6節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	403

第7節	災害発生時における応急復旧工事等の実施	403
第8節	災害発生時における港湾機能の確保等	403
第9節	二次災害の防止対策	404
第10節	ライフライン施設の応急復旧	404
第11節	地方公共団体等への支援	404
第1節	情報収集、資機材の提供等	404
第2節	避難活動	404
第12節	被災者等への対応	405
第13節	災害発生時における広報	405
第3章	災害復旧	405
第1節	災害復旧の基本方針	405
第2節	港湾等の復旧・復興	405
第1節	災害復旧の促進	405
第2節	再度災害の防止	406
第15編 大規模火事等災害対策編		
第1章	災害予防	407
第1節	大規模火事等災害対策の推進	407
第1節	各種事業・計画に基づく対策の実施	407
第2節	都市の防災構造化の推進	407
第3節	避難場所・避難路等の確保・整備	409
第4節	防災拠点の確保・整備	409
第5節	ライフライン対策の推進	410
第6節	要配慮者対策の推進	411
第7節	農地防災等の推進	411
第8節	廃棄物処理施設等の整備等の推進	411
第9節	防災に関する広報・情報提供等	411
第2節	危機管理体制の整備	411
第1節	情報の収集・連絡体制の整備	411
第2節	通信手段等の整備	412
第3節	関係機関との連携	413
第4節	応急復旧体制等の整備	413
第5節	緊急輸送の実施体制の整備	415
第6節	代替輸送の実施体制の整備	416
第7節	後方支援体制の整備	416
第3節	災害、防災に関する研究等の推進	416
第4節	防災教育等の実施	417
第1節	防災に関する研修等の実施	417
第2節	防災知識の普及	417
第3節	人材の育成	418
第5節	防災訓練	418
第6節	再発防止対策の実施	419
第2章	災害応急対策	419
第1節	災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	419
第1節	災害情報の収集・連絡	419
第2節	通信手段の確保	420
第2節	活動体制の確立	420
第3節	政府本部への対応等	421
第1節	関係省庁連絡会議	421
第2節	政府本部	421
第4節	災害発生直後の施設の緊急点検	421
第5節	災害対策用資機材、復旧資機材等の確保	421
第6節	災害発生時における応急工事等の実施	422
第7節	災害発生時における交通の確保等	422
第1節	道路交通の確保	422

第8節	緊急輸送	423
第1	基本方針	423
第2	関係事業者等に対する要請、調整	423
第3	緊急輸送に対する支援	423
第9節	代替輸送	424
第10節	二次災害の防止対策	424
第11節	ライフライン施設の応急復旧	424
第12節	地方公共団体等への支援	425
第1	情報収集、資機材の提供等	425
第2	避難活動	425
第3	応急仮設住宅の建築支援等	425
第4	飲料水の確保、支援等	425
第5	消防活動への支援	426
第13節	被災者・被災事業者に対する措置	426
第1	被災者等への対応	426
第2	被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供	427
第3	適切かつ公正な輸送サービスの提供	427
第14節	災害発生時における広報	427
第15節	自発的支援への対応	427
第3章	災害復旧・復興	428
第1節	災害復旧・復興の基本方針	428
第2節	復旧・復興資機材の安定的な確保	428
第3節	都市の復興	429
第1	計画的復興への支援	429
第2	復興まちづくりへの支援	429
第4節	借地借家制度等の特例の適用	429
第5節	被災者の居住の安定確保に対する支援	429
第1	公営住宅の整備等	429
第2	住宅金融支援機構による融資	430
第3	被災者等に対する相談機能の充実	430
第16編	地域防災計画の作成の基準	
第1章	災害予防に関する事項	431
第1節	災害に強い地域づくりに関する事項	431
第2節	交通利用者・被災者の安全確保	432
第3節	ライフライン施設・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項	432
第4節	緊急輸送の確保に関する事項	432
第5節	代替輸送の確保に関する事項	433
第6節	防災上必要な教育等に関する事項	433
第7節	防災上必要な訓練に関する事項	434
第8節	災害安全運動時における広報宣伝に関する事項	434
第9節	水防に関する施設及び設備の整備に関する事項	434
第10節	資機材の備蓄に関する事項	435
第11節	災害発生時において危険な区域に関する事項	435
第12節	災害に対する警戒避難体制の整備等に関する事項	436
第13節	学校、病院、工場、事業場、百貨店、旅館、地下街、高層建築物の災害予防措置に関する事項	437
第14節	住宅・建築物の安全性に対する指導に関する事項	437
第15節	地震防災緊急事業五箇年計画による施設の整備に関する事項	438
第16節	防災のための適正な土地利用の誘導等に関する事項	438
第17節	豪雪害の予防に関する事項	438
第18節	海上災害の予防に関する事項	438
第19節	航空災害の予防に関する事項	438
第20節	鉄道災害の予防に関する事項	438
第21節	道路災害の予防に関する事項	438
第22節	港湾危険物災害の予防に関する事項	439

第23節	石油コンビナート地帯等の周辺市街地における安全の確保に関する事項等 災害に対する周辺市街地の安全化措置に関する事項	439
第24節	大規模な火事災害の予防に関する事項	439
第25節	被災施設等の応急復旧体制に関する事項	439
第26節	被害情報の収集・連絡等に関する事項	439
第27節	他機関との相互応援に関する事項	439
第2章	災害応急対策に関する事項	440
第1節	災害に関する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項	440
第2節	災害発生時における災害に関する情報の収集等に関する事項	440
第3節	災害発生時における防災関係職員の参集体制に関する事項	441
第4節	災害発生時における広報宣伝に関する事項	441
第5節	避難に関する事項	441
第6節	水防活動に関する事項	441
第7節	災害発生直後の施設の緊急点検に関する事項	441
第8節	災害発生時における通信計画に関する事項	441
第9節	災害発生時における施設、公共施設の応急復旧計画に関する事項	442
第10節	災害発生時における道路交通の確保に関する事項	442
第11節	緊急輸送に関する事項	442
第12節	代替輸送に関する事項	442
第13節	建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項	442
第14節	技術者の現況の把握及びその動員に関する事項	442
第15節	災害発生時における復旧資材の需給計画に関する事項	442
第16節	水質事故発生時の防除に関する事項	443
第17節	油等危険物の大量流出による防除に関する事項	443
第18節	災害発生時における応急工事に関する事項	443
第19節	二次災害の防止に関する事項	443
第20節	ダム、堰、水門等の管理に関する事項	443
第21節	被災者への情報提供に関する事項	444
第22節	災害発生時におけるボランティアに関する事項	444
第3章	災害復旧・復興に関する事項	444
第1節	復旧に関する情報提供に関する事項	444
第2節	査定 of 早期実施に関する事項	444
第3節	緊要事業の決定に関する事項	444
第4節	災害復旧の促進に関する事項	444
第5節	再度災害の防止に関する事項	445
第6節	借地借家制度等の特例の適用に関する事項	445
第7節	公営住宅の整備等に関する事項	445
第8節	被災建築物等の復旧指導の推進に関する事項	445
第9節	都市の復興に関する事項	445
第10節	被災事業者等に対する支援措置に関する事項	446